

**【 問題 1 / 正誤 (○×) 式 】 各 1.5 点×20 題 30 点 (15 分)**

次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄にマークしなさい。

1. 第二次大戦後に調印・発効した GATT (General Agreement on Tariffs and Trade 「関税と貿易に関する一般協定」) ではどのような条件下でも関税同盟や自由貿易協定は認められていない。
2. HS 条約加盟国は HS コード (HS 条約で国際的に統一された関税品目コード) を関税率表と貿易統計の両方で使用しなければならない義務を負っている。
3. RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) はアジア大洋州の 15 か国で合意された地域包括型 EPA/FTA であるが、「政府調達」に関する章は含まれていない。
4. HS コードは世界の産業構造と貿易統計の変化に応じて 5 年毎に改訂され、次は HS2022 の使用が決定されている。
5. 譲許表 (Preferential Tariff Schedule) とは、締約国の原産品にたいして輸入関税品目 (HS コードに細分を加えたもの) 毎に特惠関税率を定めたものであるが、すべての締約輸出国に対しては必ず一括して同率の特惠関税率を適用する取り決めとなっている。
6. CPTPP (Comprehensive and Progressive Transpacific Partnership, TPP11) に於ける日本の関税割当ての実施区分で CSQ-JP1~CSQ-JP25 は協定国一般に向けられた割当て区分を示している。
7. 日 EU・EPA の EU 側譲許表で基準関税が 8% で R 7 (-25%) とあるのは、8 年掛けて 6% まで下げるという意味である。
8. RCEP における日本の譲許表は、全協定国向けに 1 本の譲許表となっており、従って輸出国によって差別する税率差は存在しない。
9. 非原産材料を使用して完成した製品の原産地基準として品目別規則 (PSR) があり、関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準の 3 種類がある。
10. 日本国内の製造工場で生じた金属やプラスチックのくずは、製造製品の原産性に拘わらず、CPTPP、日 EU・EPA、RCEP のいずれにおいても原産品として認められる。

11. CPTPP (Comprehensive and Progressive Transpacific Partnership, TPP11)の批准にあたり、商標に関する国際約束である「マドリッド協定議定書」又は「商標法シンガポール条約」の締結完了が求められている。
12. A社のフライパン(HS7323)は、中国産の鉄鋼石(HS2601)を使って日本の鉄鋼メーカーが国内で製造した鋼鉄版(HS7219)のみから作られている。他は原産材料のみが使われている場合でも、フライパンは「非原産材料をつかった産品(PSR対象品)」である。(HS7219のPSRはCTHとして考えなさい。)
13. CTCにはCC、CTH、CTSHならびにRVCが含まれる。
14. CPTPPにおけるFVNM(重点価額)方式とは、産品の該当PSRで特定されている非原産材料の価格を売買価格で割って得られる値(%)が一定値(%)以下である事を要求するものである。
15. デミニマス(僅少規定)は関税分類変更基準を使用した場合にのみ採用が許される救済規定であるが、累積(Accumulation/Cumulation)は付加価値基準でもまた関税分類変更基準や加工工程基準でも適用が可能な救済規定である。
16. RCEPでは原産地証明書に厳格さを求めており、その条文で「軽微な誤り、または表記の相違や欄外へのはみだしにより、たとえ信憑(しんぴょう)性に影響がなくとも原産地証明書の受理を拒否できる」と規定している。
17. 日米貿易協定税率について米国側の関税率表(Tariff Schedule)の「Staging Category」欄に「C」と記載されている場合は、関税が発効時から1/2ずつ均等に段階的削減し、2年目に撤廃されるという意味である。
18. 関税分類変更基準を使用した場合、小売り用容器の原産性は考慮に入れる必要は無いが、付加価値基準を使用した場合は原産性の計算に入れる必要がある。
19. 個人用化粧品や裁縫セット、靴磨きセットなどをセットにした“トラベルセット”は、日EU・EPAでは個々の製品の原産地基準の充足が求められるが、よしんば充足しない非原産品があっても許容限度ルールにより合計がセット価格の10%以内であれば、全体を原産性ありとして良い。
20. ベトナムで中古自動車から回収したスターター(HS8511.40)を日本で再生し、新規製品と同じ性能と保証を付けてカナダに輸出する場合、CPTPPとして産品の原産性が認められる。

【 問題 2 / 選択式 】 各 2.25 点×20 題 45 点 (20 分)

次の記述について、①～⑩の ( ) 内に示した語句のうち正しいものを選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

1. RCEP 発効国は原産性証明制度として、規定上① (A. 発効当初から輸出者 (生産者) 自己証明制度を選択して採用できる B. 発効当初は輸出者 (生産者) 自己証明制度を採用する事は許されていない)。
2. RCEP は最低② (A. 5 か国のアセアン国と 2 か国の非アセアン国 B. 6 か国のアセアン国と 3 か国の非アセアン国) が国内批准を終了し、アセアン事務局長に寄託を行ってから 60 日後に発効する。
3. 日本が締結した既存の EPA では日メキシコ EPA、日スイス EPA ならびに③ (A. 日ペルーEPA B. 日チリ EPA) において第三者証明制度との選択肢として認定輸出者自己証明制度を利用することができる。
4. CPTPT において 2018 年 12 月に発効したメキシコは、④ (A. 自己証明制度 B. 第三者証明制度) を選択した。
5. CPTPP において、女子用スーツ、ジャケット(HS6204)の製造に使われる縫糸は (A. デミニマスの対象に含めることができる B. 必ず原産品である必要があるのでデミニマスの対象になり得ない)。
6. 日 EU・EPA では、輸入国による検認の為の初回の問い合わせは原則、⑥ (A. 輸出国税関 B. 輸入者) に対してのみ行うことができる。
7. CPTPP では輸入国税関からの直接の問い合わせに対して、輸出者(製造者)は少なくとも⑦ (A.30 日以内の B.30 日以上) 指定された期日までに回答をすることが義務付けられている。
8. RCEP では規定上、輸入国側は原産性についての追加情報を、輸入者、輸出者 (生産者)、輸出国管轄官庁などのいずれに対しても書面により⑧ (A. 直接問い合わせることができる B.直接問い合わせることはできない) 事になっている。
9. EPA/FTA を活用した日本からの農林産品の輸出で、生産者と製造者が明らかに同一で、かつ同時に農林産品に係る生産証明書と農林産品に係る製造証明書を提出する場合、当該農林産品の⑨ (A.生産証明書 B.製造証明書) の提出を省略することができる。
10. RCEP では、繊維製品 (HS50～HS63) のデミニマスルールの適用に於いて、“FOB 価格の 10%まで” の適用が ⑩ (A.許容されている B. 許容されていない)。

11. 日本製造のベビーフード（HS1901.10：PSRはCC）には韓国原産の酪農調製品（HS1901.90）が一部含まれているが、調べると他にも含めCCを満たさない非原産材料はFOB価格の10%以下であった。CPTPPを使ってカナダに輸出する場合、デミニマスルールの適用により特惠関税の適用は⑪（A.可能である B.出来ない）。
12. CPTPPの衣料品（HS61～63）のPSR(品目別規則)においてCC、二工程の他に「糸からの原産（ヤーンフォワード）」の条件が要求されるのは生地素材が綿、羊毛・獣毛である場合の他、⑫（A. 絹・麻 B. 化学繊維）の場合である。
13. 日EU・EPAにおいて男子用ジャケット（HS6103）に関する衣料品特有の許容限度（Tolerance）として、CTHを充足し、かつ非原産繊維が完成品の⑬（A.価格の8%以内 B.重量の8%以内）であればよい。
14. CPTPPや日EU・EPAにおいて調達材料が非原産と判定されるとき、当該非原産調達材料について更に可能性のある救済措置として考えられるのは⑭（A. ロールアップ B. トレーシング）である。
15. 認定輸出者自己証明制度とは、日本においては⑮（A. 日本税関 B. 経済産業大臣）の認定を受けた輸出者自らが原産地を証明する制度である。
16. 品目別規則(PSR)に”A Change to a good of heading 62.01 through 62.08 from any other chapter, except from heading 51.06 through 51.13”とあった場合、この原産地規則は⑯（A. 項51.06－51.13を除く類変更(CC) B. 項51.06－51.13を除く項変更(CTH)）である。
17. 代替性を持つ原産材と非原産材が混合して在庫され生産に使用される際、個別に識別できない場合、⑰（A. 製造者が使用している会計原則に従って計算すればよい B. 必ず月初の在庫量の原産と非原産の割合によって計算しなければならない）。
18. AFTA-ATIGAの原産地証明書Form-Dで、貨物は直送され、商流のみが第三国経由の場合、⑱（A. Third Country Invoicing B. Back to Back CO）にチェックを入れる。
19. 日EU・EPAにおける乗用車（HS8703）の付加価値基準の緩和策として1年目から3年目は⑲（A. MaxNOM55%またはRVC50% B. MaxNOM50%またはRVC55%）とされている。
20. CPTPPの付加価値基準の積上げ方式（RVCBU）の計算式は、⑳（A. 原産材料価格＋労務費＋経費＋利益 B. 原産材料価格）を産品価格（FOB）で割ったもの（%）である。

【 問題 3 / 語群選択式 】 各 3 点×10 題 30 点 (10 分)

次の文章の①～⑩の ( ) 内に入る最も適切な語句を下記の語群より選び、その記号をマークしなさい。

1. EU では近年来、( ① ) 制度の改革として、一定の管理能力を有する輸出者に限って自己責任による原産性の申告を行わせる ( ② ) が採用されて来た。
2. 2020 年 11 月に合意署名された RCEP では、ASEAN 国の開発途上国に配慮して選択的、段階的に制度を運用するとしている。特に、採用できる原産地証明手続き制度として、( ③ )、( ② )、および ( ④ ) の三つを選択肢として挙げ、協定国中でも先・中進国グループ( ⑤ )か国は各国で発効後( ⑥ )年以内に、また残りの発展途上国( ⑦ )か国は各国で発効後 20 年以内に、( ④ )に移行する事を規定している。なお、日本については特例として発効後より( ⑧ )を採用する事も認められている。
3. これに先立ち、アセアン国間では、域内 EPA/FTA である ( ⑨ ) に於いて 2010 年より ( ② ) のパイロットプログラムが A、B の二グループに分かれて 10 年間試行的に実施されて来た。その結果、2020 年 9 月の ( ⑨ ) 改訂議定書に於いて A、B が統合され、ASEAN 全 10 か国で利用可能な ( ⑩ ) として運用されている。

< 語群 >

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| (a) LDC            | (m) 3           |
| (b) 通関             | (n) 5           |
| (c) 輸入者自己証明制度      | (o) 8           |
| (d) AEO            | (p) 10          |
| (e) 第三者証明制度        | (q) 12          |
| (f) ACFTA          | (r) 13          |
| (g) GSP            | (s) 15          |
| (h) ATIGA          | (t) 認定輸出者自己証明制度 |
| (i) USTR           | (u) AWSC        |
| (j) ASW            | (v) AANZFTA     |
| (k) 輸出者(生産者)自己証明制度 | (w) ACTS        |
| (l) GI             | (x) CBTA        |

【 問題 4 / 選択式 】 各 3 点×15 題 45 点 (15 分)

次の各問いについて選択肢から答えを 1 つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

設問 1～5 は以下の PSR(品目別規則)と<参考データ>を見て答えなさい。

<適用 EPA/FTA : CPTPP>

<対象産品 : 女子用などのスーツ、ジャケットなど>

| HS(産品)           | PSR(品目別規則)   |
|------------------|--|
| 62.01 ~<br>62.08 | A change to a good of heading 62.01 through 62.08 <u>from any other chapter, except</u> from heading 51.06 through 51.13, 52.04 through 52.12 or 54.01 through 54.02, subheading 5403.33 through 5403.39 or 5403.42 through 5403.49, or heading 54.04 through 54.08, 55.08 through 55.16, 58.01 through 58.02 or 60.01 through 60.06, <u>provided the good is cut or knit to shape, or both, and sewn or otherwise assembled in the territory of one or more of the Parties.</u> |

注) 品目別規則の記述は実際とは違う場合があります。

<参考データ>

HS 第 51 類 (羊毛・獣毛、織物)、第 52 類 (綿、綿織物)、第 54、55 類 (化学繊維、織物)、第 60 類 (メリヤス等)

- この品目別規則 (PSR) で規定されている原産地基準は以下の内どれに当たるか。
  - 付加価値基準と加工工程基準の選択
  - 関税分類変更基準と加工工程基準の複合
  - 関税分類変更基準と加工工程基準の選択
- この品目別規則で産品の素材に関して採用されているルールは以下の内どれに当たるか。
  - ファイバーフォワード
  - ヤーンフォワード
  - ファブリックフォワード
- 設問 2. のルールの枠外となる素材は以下のうちどれか。
  - 獣毛
  - 化学繊維
  - 麻

4. 設問2. のルールにより、原産性が達成できないと思われるとき、使用した素材に関して参照すべき条文付属書に掲載のリストは次のうちどれか。

- A) ショートサプライリスト (SSL)
- B) オルタナティブリスト (ATL)
- C) セレクションリスト (SLL)

5. CPTPP の繊維品の原産地規則について、以下の内正しい記述はどれか。

- A) 非原産の“まえたて”で使用された非原産の繊維・糸の重量の合計が、“関税分類を決定する構成部分の”総重量の10%以下であれば、デミニマスルールが適用され得る。
- B) セット販売される非原産のブローチは、当該衣料品の構成部分の重量の10%以内であれば原産品と見做す。
- C) 日本のきもの(HS6211.49等)は民族衣装なので、輸出国と協議して原産地規則を決めることになる。

設問6～10は以下の状況に関する記述とデータを読んで問いに答えなさい。

<状況>

自動車部品を国内で製造するギヤボックスメーカーZは、EU、メキシコ、カナダ向けの輸出にEPA/FTAを適用するよう自動車メーカーから要望を受けた。調査したところ、それぞれの国の輸入関税と特惠関税、品目別規則は以下の様な結果となった。

これについて以下の各問いに答えなさい。記載されたデータ以内のみで判断すること。

<ギヤボックス (HS8708.40) の EPA/FTA から見た輸出環境>

製造場所：日本国三重県△△市□□町◇◇工場 製造日：2021年10月1日

| 仕向国              | EU                                     | メキシコ            |   | カナダ |
|------------------|--|-----------------|---|-----|
| EPA/FTA          | 日 EU・EPA                               | JMEPA           | ①   |     |
| 発効年月             | 2019.2                                 | 2005.4          | 2018.12                                     |     |
| MFN              | 4.5%                                   | 5%              |   | 6%  |
| 実施区分             | —                                      | A               | EIF   |     |
| 2021年優遇税         | 0%                                     | 0%              | 0%  | 0%  |
| 品目別規則<br>(原産地基準) | CTH or<br>MaxNOM 60/50<br>or RVC 45/55 | CTH or<br>RVC65 | CTSH or<br>RVCNC45 or RVCBU45 or<br>RVCBD55 |     |

※ 日 EU・EPA では発効後3年間の融和的付加価値基準が適用される。

注) 表中データは実際と違う場合があります。与えられたデータで回答してください。

6. ①に入る EPA/FTA 名を選びなさい。

- A) USMCA
- B) CPTPP
- C) 日米貿易協定

7. 下記の中で間違っているものはどれか。

- A) 関税撤廃品目はどの EPA/FTA でも譲許表上にすべて記載されている。
- B) JMEPA では 2005 年 4 月に即関税撤廃された。
- C) 関税削減率が一番大きいのはカナダ向けである。

8. 下記の中で正しいものはどれか。

- A) 関税分類変更基準で原産地基準をクリアしようとする場合、メキシコ向けでは JMEPA の方がもう一方の EPA/FTA (①) よりハードルが低い。
- B) 同じ計算式の付加価値基準で原産地基準をクリアしようとする場合、メキシコ向けでは JMEPA の方がもう一方の EPA/FTA (①) よりハードルが高い。
- C) 日 EU・EPA の 2021 年 12 月 12 日現在、EU 輸入通関での付加価値基準は MaxNOM50%または RVC55%である。

9. EPA/FTA①の品目別規則の内、付加価値基準計算式で間違っているものはどれか。

- A)  $RVCNC45 : \{ (Net\ Cost - \text{非原産材料費合計}) \div Net\ Cost\} \times 100 \geq 45\%$
- B)  $RVCBU45 : \{ (原産材料 + \text{加工費} + \text{経費} + \text{利益}) \div FOB\} \times 100 \geq 45\%$
- C)  $RVCBD55 : \{ (FOB - \text{非原産材料費合計}) \div FOB\} \times 100 \geq 55\%$

10. ギヤボックスの価格および原価構成が以下の場合、付加価値基準の充足判断について正しいものはどれか。(以下の情報の範囲のみで判断して回答しなさい。)

| ギヤボックスの価格 (各レベル) |           |
|------------------|-----------|
| FOB :            | US\$1500  |
| Ex Work :        | US\$1350  |
| Net cost :       | US\$1200  |
| 原価構成             |           |
| 非原産材料費の合計 :      | US \$ 650 |
| 原産材料費の合計 :       | US\$450   |
| 加工費・経費・利益 :      | US\$250   |

- A) 2021年12月現時点で日EU・EPAの付加価値基準MaxNOM、RVCのいずれも充足する。将来、記載閾値にハードルが引き上げられても充足する見込みである。
- B) EPA/FTA①の付加価値基準はいずれでも充足するが、非原産材料がこれ以上増えるとクリアーが難しい。
- C) EPA/FTA①の付加価値基準はいずれでも充足しない。非原産材料を一部原産材料に取り替える必要がある。

設問 11～15 は以下の譲許表と＜参考データ＞を読んで問いに答えなさい。

与えられたデータの範囲内でのみ回答しなさい。

TARIFF SCHEDULE OF ( ① ) (HS ② )

| Tariff Line | Description   | Base rate         | Staging Category | Remarks                                | Year 1          | Year 2              | Year3              | Year 4       |
|-------------|---|-------------------|------------------|--|-----------------|---------------------|--------------------|--------------|
| 040410.149  | Whey ( for infant formula)  | 29.8% + 425yen/kg | TRQ              | Treatment for New Zealand see CSQ-JP21 | TRQ             | TRQ                 | TRQ                | TRQ          |
|             | - For the manufacture of mixed feeds containing added coloring matter which is recognised in blue at the time of import |                   | EIF              |  | Free            | Free                | Free               | Free         |
|             | -Of a milk protein content, by weight, calculated on the dry matter, less than 25.0%                                    |                   | JPB16**          | See SG4**of Appendix B-1               | 25.0%+40 yen/kg | 23.3% +37.33 yen/kg | 21.6%+ 34.67yen/kg | ③% +④ yen/kg |
| 040410.151  | - Containing added sugar  | 35.0%             | MFN              |  | MF N            | MFN                 | MFN                | MF N         |

注) 譲許表の内容は実際とは違う場合があります。

＜参考データ＞

※1 Whey(ホエイ)はチーズ製造時の副産物の水分で乳糖、たんぱく、脂肪を含む乳清。

※2 JPB16\*\* : 初年度で従価税を 25%に、重量税を 40 円/Kg に下げ、その後 15 年かけて均等に低減し 16 年目に撤廃する。

11. ①に当てはまる国名はどれか。

- A) ニュージーランド
- B) カナダ
- C) 日本
- D) アメリカ合衆国

12. ②に当てはまる年度はどれか。

- A) 2002
- B) 2007
- C) 2012
- D) 2017

13. HS040410.149 の基準税率の課税形態は何と呼ばれるか。

- A) 季節関税
- B) 差額関税
- C) 複合税
- D) 選択税

14. ③と④に当てはまる数字の組み合わせで一番妥当なものはどれか。

- A) ③20.8 と④29.3
- B) ③20.6 と④31.3
- C) ③20.4 と④31.8
- D) ③20.0 と④32.0

15. 下記について正しい記述はどれか。

- A) 加糖ホエイは基準税率 35.0%が永年適用される。
- B) 乳児用調整粉乳用ホエイは EPA 発効時に即関税撤廃される。
- C) 青色を加えたものと認識され配合飼料の製造に使用されるホエイはセーフガード対象品である。
- D) 乳児用調整粉乳用ホエイは関税割当品で、ニュージーランド向けの国別割当品となっている。